第

867

묵

発行所



1994年1月6日創刊・布田発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 7月11日 金曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

金全額必要経費になる国民金融公庫からの借入金利息

Q:私は、このたび、自己資金と国民金融 公庫からの借入金により店舗兼用住宅を購入 しました。

ところで、所得税の計算上、借入金の利息 は全額必要経費に算入してもよいでしょうか。

A:国民金融公庫からの事業資金融資の利息であれば、全額必要経費算入が認められるようです。

【解説】

店舗兼用住宅を借入金により購入した場合、 必要経費に算入できるのは、借入金利息を建 築費割合等により按分した金額のうち、店舗 部分に対応する金額のみです。

しかし、国民金融公庫から融資を受けた事業資金に係る利息については、その全額を必要経費に算入できるようです。

これは、国民金融公庫から融資を受ける事業資金は、店舗部分に係る建築見積額が上隅とされているうえ、仮にその借入金を事業用資産の取得以外に充てた場合には借入金の電気が求められることになりますので、建築費に基づき按分後の金額のみを必要経費に算入した場合、店舗部分の取得に充てらず、めに事業資金の融資を受けたにもかかわらず、これに係る利息の一部が必要経費に算入されず、公庫の融資目的と矛盾が生じます。

このような点から、課税当局では、国民金融公庫から融資を受けた事業資金に係る利息については、その全額を必要経費に算入するとの考え方を確認しています。

